

【就学前用】インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症 出席停止期間 早見表

出席停止期間の考え方

・インフルエンザの出席停止の基準は「発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで」、新型コロナウイルス感染症の出席停止の基準は「発症後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで」です。最短でも発症日を含め、次の表とのおり6日間は出席停止期間となります。

・出席停止期間の数え方は、次の表のとおり発症日及び解熱日を0日目とし、翌日から1日目、2日目・・・と数えていきます。

◆ インフルエンザ 出席停止期間早見表

◆新型コロナウイルス感染症出席停止期間呈見表